

障害福祉サービス事業者 代表者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局
障害福祉課長
ユニバーサル推進課長

具体的な場面での新型コロナウイルス感染防止対策の徹底について (食事介助編)
(協力依頼)

平素は、本県の障害福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、これまでに県内で新型コロナウイルス感染者の大規模集団感染が発生した福祉施設には、感染を拡大させる可能性がある従事者の行為等として共通して指摘される事項（食堂での集合会食など）があります。これまで、チェックリストやマニュアル等により様々な場面での様々な取組をお願いしていますが、上述の指摘事項を踏まえ、各場面において、これだけは必ず取り組んでいただきたい点を下記のとおりお示しいたしますので、施設等内での感染拡大防止のため、日頃からの取組をお願いいたします。

記

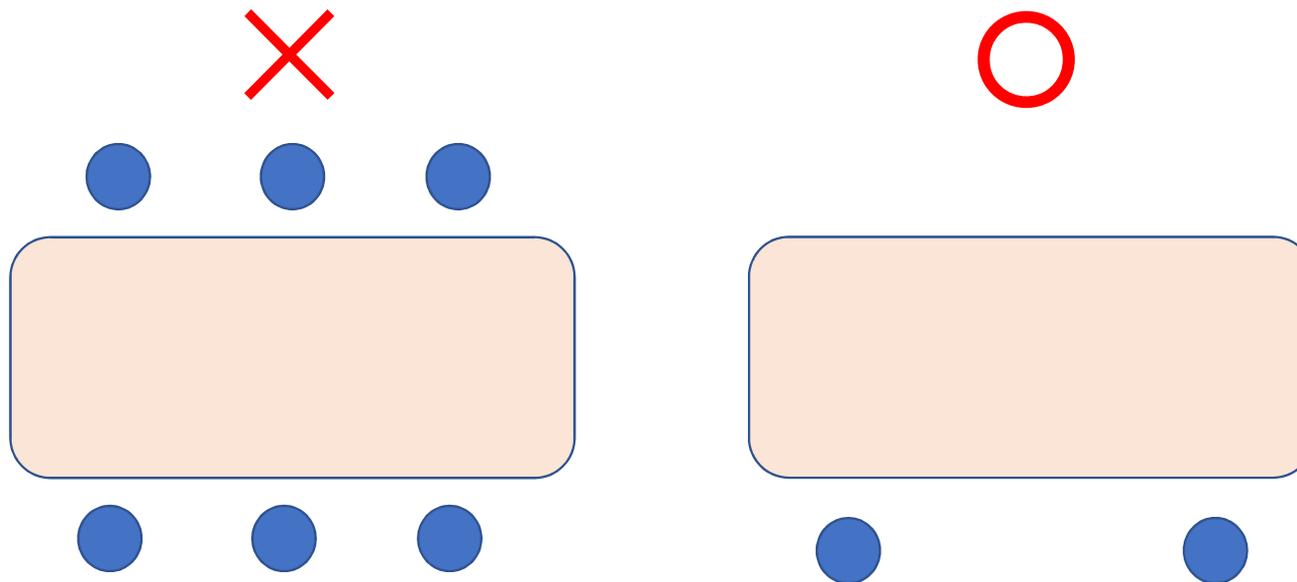
○ 食事（介助）時の3密の回避

県内で本感染症の大規模集団感染が発生した福祉施設では、入所者等に感染者が発生している場合であっても、感染者や濃厚接触者以外の入所者等を同じ時間帯に食堂等に集め、密な状態で、一斉に食事（介助）を行うケースが見られています。

自力での食事が困難な入所者等の食事介助の必要性や介護人員不足の状況等から、普段からこのような対応をされている施設等も多いと考えますが、密な状態での食事は集団感染の規模を拡大させる危険性があります。

また、本感染症は感染者が発症する約2日前の全く無症状の時期から、他者へ感染させることから、施設等内で感染者が発生していない状態であっても、日頃から、下記事項に充分にご留意ください。

- ① 食事介助で見守りが必要な入所者等の食事の時間帯を前半・後半のグループ等に分散する
 - ② 自力で食事摂取に問題の無い入所者等を個室あるいは自室での摂取とし、食事の時間帯に集まる人数を減らす
 - ③ テーブルで対面での着席を行わず、隣席と1席以上の間隔を空ける
 - ④ 集団で食事を行う食堂等を室温に注意しながら窓開けや機械換気を併用して、密な空間を回避する
- 等の取組、工夫を徹底する。



1. 食堂などでの集合形式の食事の場合

- 1) 前半、後半などの2～3グループに分ける。
- 2) 自室での摂食に問題が無い方は、自室で食事を摂っていただくなどにより、一度に会場に集まる人数を減らす（密を防ぐ）。
- 3) 食事以外でも対面配置、隣り合わせ配置は避ける。

2. 食堂などの換気

室温に注意して窓を開け（天窓の利用、幅を調節して開窓）、戸外との換気を図る。
換気扇等の機械換気も併用する。